

令和4年度 西伊豆町教育委員会第7回定例会（議事録）

- 1 開催日 令和4年10月20日（木） 午後1時30分～午後2時06分
- 2 場所 西伊豆町中央公民館 1階 講義室
- 3 出席者 鈴木秀輝教育長、眞野有吏委員、影山やえみ委員、長島宗紀委員  
[事務局 眞野隆弘、山本みち代、土屋千春]
- 4 欠席者 高橋浩委員（職務代理）
- 5 傍聴者 1人

教育長：本日の出席者は4人です。過半数に達していますので、ただ今から令和4年度第7回の定例会を開催いたします。まず、議事録の承認についてですが、令和4年9月22日開催の第6回定例会の議事録については、私と高橋委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

（委員：全員異議なし）

教育長：ありがとうございます。続きまして、今回の議事録署名委員ですが、影山委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（影山委員：了解）

教育長：ありがとうございます。それでは、議題に入ります。第13号議案の「西伊豆町一時預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

眞野：それでは、第13号議案をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき提案するものでございます。提案理由としましては、一時預かり保育の対象となる児童、保育の期間、保育利用料を変更したいものでございます。詳細については、担当の土屋からご説明いたします。

土屋：では、ご説明させていただきます。第13号議案、西伊豆町一時預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱について、ご説明いたします。まず初めに、一時預かり保育事業について、ご説明させていただきます。西伊豆町一時預かり保育事業は、保育の実施の対象とならない児童を対象に、一時的に保育を有料で行う事業となっております。伊豆海認定こども園内の子育て支援センターで実施し、保護者の緊急的な就労や通院、リフレッシュなどご利用いただいております。次に、要綱の改正内容や、改正理由についてご説明いたします。改正内容は、一時預かり保育の対象となる児童に、待機児童を加えること、待機児童の保育の期間の上限を設けないこと、待機児童の保育利用料などを無償化することです。続いて改正理由について、ご説明いたします。現状、西伊豆町では平成28年度より、認定こども園の保育料や副食費の全面無償化を実施していますが、0歳児や1歳児など、低年齢児の入所希望者が増えたこともあり、低年齢児の待機児童が毎年、発生している状況です。保育の必要性が認められているけれども、認定こども園に入所が出来ず、また認定こども園に入所ができれば保育料は無償なのに、入所できな

い待機児童は、一時預かり保育を有料で利用するといった事例も発生しております。待機児童の受皿として、一時預かり保育事業を充実させ、利用者への平等性を確保するため、要綱を改正したいものでございます。要綱の改正内容について、詳しくご説明させていただきますので、資料の2ページをご覧ください。こちら要綱の新旧対照表となります。2ページ目となります。今日お配りしたものとなります。まず、第2条の対象児童ですけれども、最後の部分にただし書として、「ただし、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定により子どものための教育・保育給付認定を受けた者のうち、定員超過などの理由により町内の認定こども園に入所できない者も、対象児童とすることができる。」を加えます。これによりまして、待機児童も対象児童とすることになります。次に下の部分、第3条第2号、一時預かり保育の期間についてです。現状ですね、1月に5日以内とするとなっておりますが、そのあとに、「ただし、教育・保育給付認定を受けた者のうち、定員超過などの理由により町内の認定こども園に入所できない者については、期間の上限を設けないこととする。」を加えます。これにより、待機児童が5日を超えて、一時預かり保育を利用できることとなります。次に、3ページをご覧ください。第13条、一時預かり保育利用料についてです。第2号の後に、第3号として「前2号の規定にかかわらず、教育・保育給付認定を受けた者のうち、町内の認定こども園に定員超過などの理由により入所できない者の保育利用料及び食事等の料金は無償とする。」をつけ加えます。これにより、待機児童の一時預かり保育利用料が無償化され、認定こども園に入所できる児童と平等となります。最後に資料1ページの附則の部分で「この要綱は、令和4年11月1日から施行する。」としております。以上が第13号議案の説明となります。

教育長：はい、ではご意見、ご質問はございませんか。

長島委員：よろしいでしょうか。2つありまして、1つは人数で定員が少ないから入れない人がいるってということで、定員を増やすことができないかっていうことと、あと、こうすることによって、どっちで行っても同じようなことを受けるのであれば、この違いが出てなくなるといいますか、その差がよくわからないといえますか、その定員を増やしたのと、増やさずに入れない人を無料でやるってこと、結果的に同じような状況になるのかなと思いますけれども、その辺の違いを教えてください。

土屋：まず、1つ目の認定こども園の定員を増やせないかということですが、西伊豆町は、仁科認定こども園と伊豆海認定こども園の2園ありまして、まず0歳児の受皿が仁科のみになっています。定員が3名までになっています。伊豆海の方に0歳児がない理由なんですけれども、0歳児を受け入れるにあたっては、調乳のための場所ですとか、受け入れるための施設が必要なんですけれども、それが整備されておらず、仁科のみに0歳児がある形になるので、その0歳児の枠を伊豆海に増やすってということが現状できない状況になります。さらに、0歳児を受入れるに当たっては、面積基準ですとか、そういったものも大きく必要になってきたり、職員も3人あたり1人つけなければならないという部分で、0歳児・1歳児の定員をこれ以上、増やすってことがなかなか難しい状況にあります。

今後、統合を控えている中なんですけれども、緊急的にやはり0・1歳児の待機児童が毎年ほぼ発生してしまうような状況もありますので、緊急的な受皿として一時預かり保育での整備をできるようにするための要綱改正ということで、やらせていただきたいと思います。

真 野：通常保育と一時預かり保育の違いは。

土 屋：通常保育と一時預かり保育の違いは、受入れられる時間が通常保育の方が長くなっています。あとは、一時預かり保育になるので、しっかりとした保育に則った計画で、1年間保育をしますっていうような部分も一時預かり保育では行っていません。継続的な保育をする場所ではないので、そういったところも違います。あとは一時預かり保育なので、同年齢の子と一緒に生活をするというよりは、その日に集まった子どもと一緒に見ていくっていう部分も違ってきます。

長島委員：ありがとうございます。

教 育 長：その他、ありましたらお願いします。無いようでしたら、第13号議案、西伊豆町一時預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱についてを採決したいと思います。提案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

教 育 長：はい、全員挙手です。13号議案については可決されました。続きまして、日程4の協議になります。小学校の先行統合についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

真 野：それでは、日程4の協議をご覧くださいと思います。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第1号及び第25条第2項第3項の規定に基づき、次の理由により西伊豆町立小学校の先行統合について協議したいものでございます。提案理由としましては、町として小中一貫校の開校前に、西伊豆町立小学校3校のうち、田子小学校と賀茂小学校の2校について、現賀茂小学校の校舎を利用して先行統合し、統合年度は令和6年4月1日を予定したいということで町の方針を示させていただきました。こちらにつきましては、前回の定例会におきまして、委員の皆様から、町の方針に対し同意するとのご意見をいただいたところでございます。今回は統合の方法について、ご協議をいただければと思います。資料の表をご覧くださいと思います。統合の1つの案としまして、今の田子小学校と賀茂小学校を廃止して、新たに新設校を設置する方法、第2案としましては、田子小学校を廃止し、現賀茂小学校に田子小学校を編入する方法が考えられます。こちらの詳細については、教育長から説明していただきますので、ご意見をいただければと思います。

教 育 長：それでは、もう1枚の「2校先行統合において、「編入」の形にした場合の長所と短所」という資料をご覧ください。そちらの方に、委員会の方としてまとめた長所短所ということで、長所の方として2校先行統合の場合、編入いわゆる田子小学校の児童を賀茂小学校に転校させるという形ですね、そうした場合、校名・校章・校歌・校旗など新たに設ける必要はないということ。学校のいろいろな書類とか、印鑑とか書類の変更手続が必要はないということ。あと指導要録・文書・データに関して、田子小だけの変更で済むということです。短所としましては、田子小学校の校名・校章・校歌等がなくなるということで、ちょっと不満と

ましようか、そのようなものが出てくることを心配しております。その下の仁科小・田子小・賀茂小・西伊豆中については、各校の校長の方からいただいた意見をまとめたものでございます。特にその中で、賀茂小学校の校長からいただいた、校名・校章・校歌・校旗などを新たに立ち上げるには、膨大な労力がかかることが予想されます。上記の立ち上げに係る負担が軽減されれば、教職員が子供と向き合う時間の確保につながります。準備の来年度、令和5年度につきましては、賀茂は複複式いわゆる複式学級が2箇所であるということになります。その年にありますので、教員の数も4人というふうな形になりますので、この辺のいろいろな作業準備等するに当たって、教員の負担軽減が大変大きなメリットとなる。それによって子供にとって、接する時間が多くなるわけですから、安心して登校できる教育環境をつくることにつながるのではないかというようなことですね、これが1番大きなメリットになるのかなというふうに思っております。このことにつきまして、各委員の皆さんからご意見をお伺いしたいなと思っております。今日、欠席の高橋委員からは、賀茂小学校への編入という形でも問題ないのではないかという意見はいただいております。それでは皆さん、ご意見をお伺いしたいと思いますけど、どうでしょうか。

長島委員：まず先に、町長が最初に出した名前もなく、それぞれを廃止して統合するという案を一度出していますよね。それで納得している保護者が多いかと思うんですけど、その後これを出す場合は、2つの案でどちらかっていうことではなくて、教育委員としては田子を廃止して、賀茂にという案1つでいくということですよ。

教育長：その方向でいきたいということで、説明を保護者などにしていきたいと思っております。その中でいろいろ異論とか、納得出来ないというものが大きく出てくれば、その辺は再検討しなければならないのかなと思っております。

長島委員：子どものことを考えますと田子小で入って最後、統合するまでの数年間だけは、田子にいる子の中で唯一、賀茂小卒業するという子が出てくるので、その子にとっては一生その卒業はその賀茂小だったということになりますので、親とすると不満だと、子どもはまだそこまで思わないんでしょうけれども、親の立場とするとここにデメリットとして短所として出ていますけれども、これは非常に大きいかなと思っております。説明していただいて納得していただければ、構わないんですけども。ちょっと学校側とか、事務方の意見は非常に分かるんですけども、子どものことを考えると、不満があるんじゃないかなと思えました。

教育長：心配な面として、それがあのかなと思っております。その他、皆さんどうでしょう。

影山委員：今、長島委員の言ったことも分かりますが、いろいろ総合的に考えて田子小を賀茂小に編入した方がいいのではないかと私は思います。

教育長：眞野委員どうでしょうか。

眞野委員：統合については、今から小中一貫校ができるに当たっての経費削減とかそういうのを主に出していかないと駄目だと思います。それに当たって、田子小の名前が何年かでなくなるのは保護者としてはしょうがないのかなと思っております。今後、

賀茂小になって、小中一貫校になる、その流れはしょうがないと思います。

教育長：その他、よろしいでしょうか。貴重なご意見をいただきましたので、教育委員会といたしましては、統合の方法として、賀茂小学校へ編入するという方針で、今後保護者などへの説明をしながら進めていくということによろしいでしょうか。

全委員：賛成

教育長：それでは、教育委員会としてのこの意見を町当局の方へと報告させていただきます。続きまして、日程5の協議になります。「令和5年度教育委員会関連事業について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

真野：日程5の協議をご覧ください。こちらは、令和5年度の教育委員会関連の予算措置に対して、ご要望等ございましたら伺いたしたいと思います。参考に令和4年度の当初予算要求時の資料を配布させていただきましたので、いろいろご意見をいただければと思います。本日欠席の高橋委員さんからは、給食費の半額補助を令和4年度から行っておりますが、こちらをコロナ禍でもあり保護者への支援策として全額補助してやってもいいのではないかというご意見をいただいております。説明は以上です。

教育長：それでは、各委員からご意見を伺いたしたいと思いますけども、いかがでしょうか。

長島委員：2つお願いします。1つ目は、間伐材の寄贈のところで、今年で終わるっていうことでしょうか。

真野：中学校の統合の時に、保護者からアンケートをとって、机や椅子を今後どうしたいかと聞いた時に、半数以上の方が要らないという意見でありました。持っていないで残った机と椅子がございましたので、そちらをストックしてあります。新しく入学した子ども達には、そちらを補修して寄贈という形をとっております。新たなものは作っておりませんが、引き続き寄贈はしております。

長島委員：もう1つなんですけど、2ページ目の社会関連事業というところで、天然記念物の樹木医診断というのがあるんですけども、これがちょっと教育関係の話なのかなということと、あとこれをしてしまうと、うちもやってくれとかっていうのが出るのかなと思うんですが、この辺がこうなった理由を教えてください。

真野：こちらの樹木ですが、町の文化財に指定されております。指定されている樹木については、基本所有者が管理しておりますが、今回木が弱っているのではないかという指摘を町民の方からいただいたものですから、文化財ということもありまして町の方で診断を依頼しました。診断した後に倒木したものですから、びっくりしたところでございます。町の文化財ってということで、教育委員会の方で文化財保護審議会という委員会もあり、文化財の管理もこちらで行っておりますので、予算を計上しているということでご理解をいただければと思います。

長島委員：ありがとうございました。

教育長：その他、よろしいでしょうか

眞野委員：不登校対策の関係でタブレットをもらって学校からできるのかなと思ったけど、やっぱり物が入っているけど、それをやるように言ってもやらない。勉強自体わからない状況の中なので、それだったら通信環境が整っていれば、リモートで1週間に1時間とかそういう環境でできたら良いのかなと思います。

教 育 長：リモート対応でそういうやり方の指導ですね。

眞野委員：先生の負担が増えると思うので、特別なそういう先生を置くっていうことは可能  
なんですか。

教 育 長：それ専門の教師を置くというのは、ちょっとできないと思います。これまでも不  
登校の子に対しては、担任が家庭訪問をしたりして、教えてあげたりとかやって  
いますから、そういう形でやるようになるかと思っています。学校の先生もそういう  
面は、担任としてそれぞれの児童・生徒を気にかけてくれますので、またこちら  
の方から改めてそういう配慮をさらにしっかりやってくれるように話をしてい  
きたいと思います。

眞野委員：西伊豆町全体に対して、そういう対処をする先生が1人とか置けるのかなと思  
って、そうすれば1日10分とかの挨拶でも全部回れるのかなと思って。

教 育 長：県の方ではちょっと無理ですけどね。町の方で家庭訪問などの対応になります。  
県の方ではスクールカウンセラーを配置したり、勉強の指導はやっていないので、  
学習面での指導ですよ。

眞野委員：この前も学校からの問題集を自分でやるようになるので、学校に行こうと思っ  
たけど不安も出てくるんですよ。田子公民館でやっている適応教室にも行きたく  
ないって言われちゃうと。通信環境でなんか一言でもタブレットがあるんだっ  
たら、これをやってみてとか、わからなかったら聞いてという感じの方がいいの  
かなと思います。

教 育 長：学校の先生でなくても、そういうやり方は難しいけど、こういう様子を見てくれ  
るような感じで。

眞野委員：そういうことができればと思います。どこの学校でも1人はいる訳ですので。だ  
から、西伊豆町全体の中で1人とかつけてもらって、その人が1日、1週間のう  
ち何日かこういう会話ができるような体制ができればなどは思います。

山 本：現状、適応教室ではタブレットを持って行って対応しています。

眞野委員：そうでない自宅に居る子には何もないんじゃないか。タブレットは持っているだ  
けで、学校からはこれやってみたらどうかというのは来ているけど、それを回答  
するがどこにもない。

山 本：外部との通信が出来ない状態ですので。

眞野委員：タブレットを利用して会話とか、通信とかでできればと。リモートじゃなくても  
そういう対応ができればなと思います。

教 育 長：今、ズーム（アプリ）はできるよね。

山 本：学校のものについては、ズームを入れていないと思うので、ロイロノート（アプ  
リ）を使って、提出とかはできると思います。

教 育 長：ロイロノートは、いわゆる紙プリントに書いてあるのをパソコン上で書いたもの  
を送る。先生がそれ見て、丸をつけてあげたりとか、コメントをあげたりとか、  
そういうやりとりが出来ます。

山 本：ロイロノートはそういったものの提出とかやりとりっていうのは、できる機能が  
あるんですが、会話まではちょっとないかもしれない。

眞野委員：多分、そういう一言二言の会話が大事だと思うんですよ。

真 野：最初、朝礼の時とかにうまくやりとりできるようにしたいって話を学校の方でもしていたと思います。各学校の状況もあるかと思いますが、意見を伺って対応できればと思います。

眞野委員：今、そういう環境になってきているからそういうのでできれば、いいのかなと思います。担任の先生もある程度情報が聞けるわけじゃないですか。

教 育 長：今までも家庭訪問を週1回したりとか、中には会えない子もいるので、接触する方法としてそういうのも考えられますよね。これからちょっと工夫して何か出来ないか。

眞野委員：家庭ではワイファイ環境がある人は、そういうものを使ってもらえればいいのかなと思います。

教 育 長：これからも検討していきたいと思います。その他、どうでしょうか。以上でよろしいでしょうか。

真 野：また、この後でも何かご提案があれば、事務局の方に連絡をいただければと思います。

教 育 長：それでは、貴重なご意見ありがとうございました。ご意見を参考にさせていただきます。令和5年度の予算編成を進めていきたいと思っています。

教 育 長：本日の議事案件はすべて終了いたしました。

以上をもって令和4年度第7回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。